

身体拘束ゼロ対策指針

特別養護老人ホーム「ありすの街」

(主 旨)

第1条 施設における身体拘束ゼロに関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。特別養護老人ホーム「ありすの街」では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めることとする。

(委員会組織)

第2条 身体拘束ゼロのための委員会に関する基本方針

身体拘束ゼロに関する審議機関として身体拘束ゼロ委員会を設置する。身体拘束ゼロ委員会は、各事業所より幅広い職種により構成する。また、各職種の役割を下記の通りとする。

(1)委員会の構成

1. 施設長
身体拘束ゼロのための総括管理、委員会総括責任者
2. 生活相談員、介護支援専門員
家族、医療、行政機関、その他関係機関の対応・報告、安全衛生に関すること
3. 看護職員（機能訓練指導員兼務含む）
医師、協力病院との連携、処置対応
4. 介護職員
利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備
5. その他、施設長が任命するもの

(2)身体拘束ゼロ委員会の開催

委員会は3ヵ月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における身体拘束ゼロ体制の確立に関すること
- イ 身体拘束ゼロに関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった身体拘束の対応策に関すること
- エ 身体拘束ゼロに関するマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした身体拘束ゼロに関する研修の実施に関すること
- カ その他、身体拘束発生予防のために必要な事項に関すること
- キ 新規入所受入時又は、病院より退院時施設で必要と思われるとき
- ク 緊急時に必要とされるとき
- ケ 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているか検討をする。

(平常時の対応)

第3条 身体拘束ゼロに関する基本方針

- 1 利用者に対する身体拘束を原則、廃止する。施設の日常生活において常に身体拘束の状況にないか点検をおこない、改善を推進するものとする。
- 2 事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束をおこなわない状態の実現を目指すため、身体拘束を誘発する原因を探り、除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする。
- 3 生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束ゼロ委員会において協議を行い、極めて限定的に必要最低限度の手立てを検討するものとする。

(身体拘束発生後の対応)

第4条 身体拘束など発生時の対応に関する基本方針
身体拘束ゼロマニュアルに沿って、迅速に対応する。

(閲 覧)

第5条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1 利用者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、当施設内に掲示していつでも全ての方が閲覧可能とする。

2 全職員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧できるようにする。

(身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修)

第6条 介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重してケアの励行を図り、職員教育をおこなう。

1 定期的な教育・研修の実施(年2回以上)

2 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施(随時)

3 その他必要な教育・研修の実施

(その他)

第7条 その他、身体拘束ゼロの推進のために必要な基本方針

身体拘束ゼロ対策指針は、最新の知見に対応するよう定期的に改定をおこなう。

附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、令和2年6月1日より改定する。

附 則 この規定は、令和3年1月1日より改定する。

附 則 この規定は、令和3年8月1日より改定する。